

2012. 6. 12 政調役員会提出資料

民主党被用者年金一元化に関する合同会議  
(社会保障と税の一体改革調査会・  
厚生労働・財務金融・総務・文部科学部門)

## 被用者年金 3 階部分検討作業チームの論点

### 1. 確認事項

- 被用者年金一元化法案により、現行の職域部分は平成27年10月に廃止される。このため、平成27年9月までに退職する公務員の退職給付（年金＋一時金）水準については、人事院の調査結果を踏まえ、公務員の退職手当（一時金）を約400万円引き下げるにより、官民較差を解消する。  
(→有識者会議の「中間的な議論の整理」)
- 平成27年10月の職域部分廃止後の公務員の退職給付の水準（総額）は、約400万円引き下げた官民均衡後の水準を確保する。

### 2. 職域部分廃止後の公務員の退職給付のあり方

- (1) 職域部分廃止後の公務員の退職給付のあり方については、以下の案が考えられる。なお、いずれの案も、公務員の退職給付の総額は変わらず、全額を退職手当（一時金）として一括支給するか、その一部を「新たな年金」として分割支給するかの違いとなる。

A案： 民間の企業年金と同様の事業主負担のある「新たな年金」は創設せず、退職給付の全額を退職手当として支給する。

その上で、別途、公務員も個人型確定拠出年金（事業主の負担なし）に加入できるようにする。

B案： 民間の企業年金と同様の事業主の負担のある「新たな年金」を創設し、退職手当と「新たな年金」を退職給付として支給する。（追加負担のないキャッシュ・バランス方式の確定給付年金を想定）

C案： A案を基本とするも、退職者本人の選択として、退職給付の一部を確定拠出型年金に拠出して有期の年金（投資信託等）として分割して年金を受け取ることができる。

- (2) 公務員の「新たな年金」は、国家公務員と地方公務員ともに従来どおり一律の安定した制度にするか、あるいは、別々の制度とするか。

さらに、地方公務員の「新たな年金」は、地方自治体ごとに選択する方式とするか、全国一律の制度にするか。

### 3. そのほかの論点

- 制度の変更にあたっては、当事者である職員団体との調整が必要不可欠であるが、それをどう確保するか。
- 公務員の「新たな年金」について、国家公務員と地方公務員ともに一律の制度となった場合、私学教職員の「新たな年金」も、それと同様の制度とするか。

以上

(注1) 「新たな年金」 社会保障・税一体改革大綱から引用

#### 4. 年金 (7) 被用者年金一元化

○公的年金としての職域部分廃止後の新たな年金の取扱いについては、新たな人事院調査等を踏まえて、官民均衡の観点等から検討を進めるものとする。

(注2) 被用者年金一元化法案から引用

附則第2条 この法律による公務員共済の職域加算額（・・・中略・・・）の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による私学共済の職域加算額（・・・中略・・・）の廃止と同時に新たな私立学校教職員共済制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。